



税理士 宮本 雄司

役員退職金

今回は、役員退職金について説明していくこととします。役員退職金は、法人税法第34条第1項の損金の額に算入されない役員給与から除外されているため、不当に高額な金額を除いて、損金の額に算入されません。使用人兼務役員に対する退職金については、役員分と使用人分とに区分して支給した場合であっても、不当に高額な金額を計算する際には、役員分と使用人分とに区分することなく、合計額で行います。

損金算入時期

(1) 原則
株主総会の決議等によっ

役員退職金の相当額の計算方法

(ア) 平均功績倍率法

最終報酬月額 × 勤続年数 × 平均功績倍率
※最終報酬月額のほか、類似法人の平均金額などがあります。

(イ) 1年当たり平均額法

類似法人の退職役員の1年
当たりの平均退職給与の額 × 勤続年数

て、退職金の額が確定した日の属する事業年度。

(2) 例外

①退職金の確定
事業年度前の事業年度に支給し、損金経理をした場合。

実際に支給した日の属する事業年度。

②退職金の確定
事業年度後の事業年度に支給し、損金経理をした場合。

実際に支給した日の属する事業年度。

③退職金の確定
事業年度前の事業年度の取締役会で内定額を未払計上(借方)役員退職給与/貸方 未払金)し、その後の事業年度に退職金が確定した場合。

退職金の額が確定した日の属する事業年度。なお、未払計上した事業年度においては加算調整され、損金の額に算入されません。退職金の確定事業年度において減算調整され、損金の額に算入されることになりません。

④一時金ではなく、年金の方式により支給する場

分掌変更で実質的に退職、損金算入可

常勤役員から非常勤役員に変更など

合。その年金を支給すべき時の属する事業年度の損金の額に算入されます(総額を計算して未払金等に計上した場合であっても、その未払金等に相当する金額については、損金の額に算入することはできません)。

役員退職金の計算方法

次に役員退職金の相当額についてですが、法人税法では具体的な計算方法の規定はありません。一般的には、(ア)平均功績倍率法、(イ)1年当たり平均額法の計算方法があります(図表参照)。画一的ではなく役員事情など、総合して計算することが重要になります。

平均功績倍率は類似法人の功績倍率の平均値(実務上は役員の職制上の地位によって異なりますが、一般的に2倍~3倍が使用されます)。ただし、一般的に使用されることが多いということだけであり、必ずしもこれらの倍率でなければならないということではありません。

退職金として取扱うケース

役員については、実際に

は退職していなくても、分掌変更(役員の地位や職務の内容が変更することを行います)により、次に掲げるような事実があったことにより実質的に退職したと同様の事情があると認められる場合には、退職金として取り扱うことができます(実質的に経営上主要な地位にあると認められる場合は除きます)。ただし、未払計上した場合は、原則として退職金に含まれません。

(A)常勤役員が非常勤役員となった場合。
(B)取締役が監査役になった場合。

ただし、同族会社の役員のうち使用人兼務役員とされない5%超基準、10%超基準、5%超基準のすべての要件を満たしている場合は除きます。

(C)分掌変更後の役員給与が激減(おおむね50%以上の減少)した場合。

役員退職金は退職したと認められない場合には、不当に高額な金額の計算をする以前に、法人税法第34条第1項の定期同額給与等に該当しないこととなるため、支給した退職金の全額が損金の額に算入されないこととなります。

役員退職金は、退職の事実上該当するか、損金の額に算入される事業年度の時期、不当に高額な金額など論点が多くあり、支給する金額もかなり高額になる可能性が高いため、より慎重な判断を行う必要があります。